

鳥取市防災指導員等設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成など地域防災力の強化を図るため、地区を単位として、防災指導員及び防災リーダーを設置する。

(防災指導員の委嘱等)

第2条 危機管理部長は、防災について十分な知識と経験を有する者又は市が指定する研修を修了した者で適任と認めた者を、本人の申し出により防災リーダーとして認定し名簿に登録するものとする。

- 2 市長は、防災リーダーとして名簿に登録された者のうちから、「まちづくり協議会又は自治会等」からの推薦に基づき、地区ごとに1人を防災指導員に委嘱するものとする
- 3 防災指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された防災指導員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 4 防災指導員が、任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 防災指導員は、鳥取市と連携して、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域住民の防災知識の普及
 - (2) 自主防災組織の育成支援
 - (3) 地域のまちづくり計画に定める防災計画の策定及び推進
 - (4) 防災リーダーの育成支援
 - (5) その他、事業の目的を遂行するために必要と認めること。
- 2 防災リーダーは、鳥取市及び防災指導員と連携して、次に掲げる職務を行う。
- (1) 地域住民の防災知識の普及
 - (2) 自主防災組織の育成支援
 - (3) その他事業の目的を遂行するために必要と認めること。

(活動要請等)

第4条 市は、防災指導員及び防災リーダーに対して、自主防災会等に対する指導の要請を行うことができる。

- 2 防災指導員及び防災リーダーは、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。
- 3 防災指導員及び防災リーダーは、自主防災会等に対して支援を行った場合は、別紙1により速やかに市に報告するものとする。

(解任)

第5条 市長は、本人から辞任の申し出があった場合及び防災指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められた時は、その職を解くものとする。

- (1) 心身の故障のため、その任を遂行できなくなったと認めるとき。
- (2) 防災指導員としてふさわしくない行為があったとき。

2 危機管理部長は、防災リーダーから登録抹消の申し出があった場合及び前項各号のいずれかに該当すると認められた時は、名簿から登録を削除するものとする。

(謝金等)

第6条 市は防災指導員及び地区防災リーダーに別表1により謝金を支払うものとする。

(事務局)

第7条 防災指導員及び防災リーダーに係る事務は、危機管理部で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月 4日から施行する。

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

別表1

対象	業務	謝金の額
防災指導員	活動謝金	10,000円/年 (任期が1年未満である場合又は、その年度の活動期間が1年未満の場合は月割りとし、千円未満の端数は、これを切り捨てる。)
	指導謝金	4,000円/1回
防災リーダー	指導謝金	2,000円/1回

(別紙1)

防災指導報告書

令和 年 月 日

指導者 防災指導員・防災リーダー(該当に○)

住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

下記のとおり防災指導を行ったので報告します。

記

指導を行った 自主防災会等	組織名	
	代表者	
	会場	
	参加者数	
指導を行った日時	令和 年 月 日	時 分～ 時 分 (所要時間 分)
指導内容		
備考		

※添付資料(開催案内などを添付してください。)